

大津市公報

令 和 4 年 2 月 1 日 号 外 (第 5 号)

発行所大津市役所発行人大津市毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

市 草

O告

示

目

告

示

次

大津市告示第24号

大津市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年条例第 1 号)第 6 条の規定により、令和 3 年度の当初(1 年間の統計による数値に係るものについては、令和 2 年度)における大津市の人事行政の運営等の状況を次のとおり公表する。

令和4年2月1日

大津市長 佐 藤 健 司

- 1 職員の任免及び職員数に関する状況
 - (1) 採用の状況 (令和2年度)

(単位:人)

職種区分	採用者数
一般 行政職	38
保 健 師 (任期付職員を除く。)	5
保 育 士	1
消 防 職	5
幼 稚 園 教 諭	9
教育職(県から)	12
幼 稚 園 講 師 (任期付職員)	60
小 中 学 校 講 師 (任期付職員)	54
保健師 (任期付職員)	2
合 計	186

(2) 退職の状況 (令和2年度)

(単位:人)

部局		理由	定年	早期	死亡	免職・失職	任期終了	普通	計
市	長 部	局	25	6	0	0	1	16	48
企	業	局	7	1	0	0	0	2	10
教	育委員	会	8	0	1	0	37	18	64
消	防	局	4	1	0	0	0	1	6
	計		44	8	1	0	38	37	128

(3) 部門別職員数の推移(各年4月1日現在)

(単位:人)

沿		HH		職貞	員数	対前年増減数	主な増減理由
			令和2年	令和3年	N 削牛增侧数	工作和水生山	
	議		会	16	17	1	
一般	総		務	333	333	0	
般行政	税		務	95	94	- 1	
(福 社	労		働	2	2	0	
関係	農	林 水	産	27	27	0	
(福祉関係を除く。	商		エ	27	27	0	
·	土		木	205	205	0	
		小 計		705	705	0	
関係に限る。	民		生	426	442	16	組織の再編
 に 	衛		生	236	258	22	業務増
る。)福祉		小 計		662	700	38	
	一般	行政計		1, 367	1, 405	38	
特	教		育	292	301	9	業務増
特別行政	消		防	317	320	3	
政		小 計		609	621	12	
公	水		道	85	82	- 3	
営企業	下	水	道	58	59	1	
公営企業等会計	そ	D	他	126	118	- 8	退職不補充
計		小 計		269	259	-10	
î	合	計		2, 245	2, 285	40	

[※] 職員数は一般職に属する職員の人数であり、地方公務員の身分を有する休職者、派遣職員等を含み、任期付職員及び会計年度任用職員を除いています。

(4) 任期付職員の数の推移(各年4月1日現在)

(単位:人)

EZ /\	職員数		计	ナや横浜畑中	
区分	令和2年	令和3年	対前年増減数	主な増減理由	
任期付職員	110	116	6		

(5) 会計年度任用職員の数の推移(各年4月1日現在)

(単位:人)

E /\	職員数		计 在 说 体 ***	ナ か 1 時 2 年 1 日 十	
区分	令和2年	令和3年	対前年増減数	主な増減理由	
フルタイム会計年 度任用職員	214	222	8		

(6) 競争試験の状況 (令和2年度)

(単位:人)

職種区分	受験者数	合格者数	合格率
上 級 事 務	528	51	9.7%
(緊急雇用) 上級事務	9	2	22.2%
上級技術(土木)	12	3	25.0%
上級技術(造園)	5	0	0.0%
上級技術(建築)	5	2	40.0%
上級技術(電気)	7	3	42.9%
上級技術(化学)	21	4	19.0%
保 育 士	30	17	56.7%
幼 稚 園 教 諭	34	14	41.2%
事務職 (障害のある方)	30	3	10.0%
発 達 相 談 員	9	3	33.3%
薬 剤 師	6	2	33.3%
学芸員(歴史)	18	2	11.1%
学 芸 員 (考 古 学)	14	1	7.1%
保 健 師	51	18	35.3%
職務経験者(一般事務)	83	11	13.3%
職務経験者(土木)	5	4	80.0%
消 防 職	85	21	24.7%
合 計	952	161	16.9%

(7) 選考の状況 (令和2年度)

(単位:人)

	(中屋: 八)
職種区分	採用者数
教育職(県から)	12
幼稚園講師(任期付職員)	60
小中学校講師 (任期付職員)	54
保健師 (任期付職員)	2
合 計	128

2 職員の人事評価の状況

組織の目標の達成、職員の育成や能力開発、職場の活性化を図ることを目的として、職員がその職務を遂行するに当たっての姿勢や態度、職務遂行上発揮した能力、身に付けている知識・技術を把握した上で行う「能力評価」及び職員自身が設定した「重点目標」の目標達成状況を把握した上で行う「業績評価」による人事評価を実施しており、評価の結果は人材育成や給与等の人事管理の基礎として活用します。

3 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況 (令和2年度 普通会計決算)

住民基本台帳人口 (令和3年3月31 日現在)	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B/A)	(参考) 令和元年度 の人件費率
343,835人	164, 110, 000千円	2, 188, 279千円	22, 378, 106千円	13.6%	15.3%

※ 人件費には、職員の給与、退職手当、共済組合の負担金、特別職(市長等)の報酬などを含んでいます。 (2) 職員給与費の状況 (令和2年度 普通会計決算)

職員数(A)		1人当たり 給 与 費			
(令和2年4月1 日現在)	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 (B)	給 与 費 (B/A)
2,077人	7, 479, 434千円	2,394,225千円	3, 315, 449千円	13, 189, 108千円	6,350千円

- ※ 職員手当には、退職手当を含んでいません。
- (3) 職員(会計年度任用職員を除く。)の給料の状況(令和3年4月1日現在)職員の給料は、職種、学歴、経験年数などにより決定されます。
 - ア 平均給料月額及び平均年齢

区分	一般彳		技能労務職		
区分	平均給料月額	平均年齢	平均給料月額	平均年齢	
大津市	320,076円	42.3歳	339,741円	55.9歳	
国	325, 827円	43.0歳	286, 947円	50.9歳	

イ 初任給

区分		大津市		国			
		決定初任給	2年後の給料	決定初任給		2年後の給料	
般	上級職 (大学卒)	188,700円	200, 900円	総合職 一般職	195, 500円 182, 200円	総合職 一般職	207, 800円 193, 900円
行政職	初級職 (高校卒)	154,900円	164, 700円		150,600円		158,900円

ウ 経験年数別・学歴別平均給料月額

区分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
☆几 夕二 マ ム 耳が	大学卒	265, 092円	316, 475円	364, 547円
一般行政職	高校卒	227, 200円	294, 400円	307, 200円

(4) 会計年度任用職員の給料の状況(令和3年4月1日現在)

区 分	平均給料月額
フルタイム会計年度任用職員	201, 449円

(5) 一般行政職の級別職員数の状況(令和3年4月1日現在)

職員の給料は、職務の程度に基づき、級ごとに区分されています。一般行政職の職員に適用される行政職給料表は1級から9級までに分かれており、ここではその職員数と構成比を表記しています。なお、標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名を示しています。

	区 分		1級	2級	3級	4級	5 級	6級	7級	8級	9級	= 1
標職	準 的 務 内	な 容	主事	主事	主任	係長	主幹	課長 補佐	課長	次長	部長	計
職	員	数	1人	203人	267人	277人	72人	151人	82人	24人	14人	1,091人
構	成	比	0.1%	18.6%	24.5%	25.4%	6.6%	13.8%	7.5%	2.2%	1.3%	100.0%

L												
参考	参	1年前の 構成比	0.0%	17.3%	24.3%	24.5%	8.7%	14.5%	7.1%	2.2%	1.4%	100.0%
		5年前の 構成比	0.7%	19.3%	19.2%	18.1%	17.2%	10.6%	10.6%	2.8%	1.5%	100.0%

(6) 職員手当の状況

普通会計における職員手当の支給状況は次のとおりです。

ア 期末・勤勉手当の支給割合(令和3年4月1日現在)

豆 八	大海	F	
区分	期末手当	勤勉手当	国
6月期	1. 275月	0.950月	
12月期	1. 275月	0.950月	左に同じ
計			
邗			

イ 退職手当の支給率(令和3年4月1日現在)

	大濱	車 市	TT.
区分	自己都合	定年・応募認定	国
勤続20年	19.669500月分	24.586875月分	
勤続25年	28.039500月分	33.270750月分	
勤続35年	39.757500月分	47.709000月分	左に同じ
最高限度額	47.709000月分	47.709000月分	
その他の 加算措置	定年前早期退職特別措置 (2~45%)		

ウ 地域手当(令和3年4月1日現在)

支	給	対	象	地	域	大津市内
支		糸	<u></u>		率	10.0%
支	給	対 \$	東 職	員	数	2,075人
玉	Ø	制	度(支 給	率)	10.0%
支	給	実	績(令	和2年度	E 決算)	782, 687千円
支給耶	職員1人当	たり平均支	給年額(令	和2年度	E 決算)	376, 835円

工 特殊勤務手当(令和3年4月1日現在)

支 給	実	賃(令和2年度決算)	36,824千円
支給職員1人	当たり平均支給年額	頁(令和2年度決算)	103, 148円
職員全体に占	める手当支給職員の)割合(令和2年度)	17.2%
手 当	の種類	〔手 当 数〕	20
代表的な	支給額の)多い手当	消防業務手当

1			
手当	の名称	多くの職員に支給されている手当	消防業務手当

才 時間外勤務手当

 令和2年度(令和2年度決算)	支	給	実	績	521,873千円
7 和 2 牛皮(7 和 2 牛皮(5)	職員	1人当たり	り平均支約	給年額	356, 471円
令和元年度(令和元年度決算)	支	給	実	績	451,889千円
T 和 儿 十 及 (T 和 兀 十 及 伏 异 /	職員	1人当たり	り平均支約	給年額	286, 550円

カ 扶養手当、住居手当、通勤手当(令和3年4月1日現在)

		区分	大津市	国	支給実績(令和2年度決算)	支給職員1人 当たり平均支 給年額(令和 2年度決算)
		課長級以下	6,500円			
	配偶者	次長級	3,500円			
扶		部長級	支給しない		224,771千円	
養	子		10,000円			250 051 [
手		課長級以下	6,500円	左に同じ	224,771十円	259, 851円
当	父母等	次長級	3,500円			
		部長級	支給しない			
	16歳から22歳までの子についての加算		5,000円			
() :	借 家 (最高限度額)		30,000円	27,000円	141, 423千円	350, 926円
	<u></u>	持家	制度なし	制度なし	141,423 🗇	350, 920□
	交通機関利用者		6 か月の定期券の 価額を支給(1か 月当たり55,000円 が支給限度)	6 か月の定期券の 価額を支給(1 か 月当たり55,000円 が支給限度)		
通"	勤手当	交通用具利用者	≪自動車≫3,900 円から32,800円まで16段階に手当を設定 ≪バイク等≫2,500 円から16,600円まで7段階に手当を設定	全ての交通用具に 対して、2,000円 から31,600円まで 13段階に手当を設 定	228, 779千円	138, 152円

(7) 特別職の報酬等の状況(令和3年4月1日現在)

	区分	給料・報酬月額	退職手当(1期の手当額)	期末手当
	市長	928,800円 (1,032,000円)	21, 300, 480円	6月期 1.625月分
給料	副市長	807, 300円 (897, 000円)	16, 361, 280円	12月期 1.625月分
				計 3.25月分

	議長	657,000円	6月期	1.675月分
報	副議長	611 000 M		
酬	削餓女	611,000円	12月期	1.675月分
	議員	563,000円	計	3.35月分

- ※ ()内の金額は、減額していない場合の金額です。
- 4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況
 - (1) 一般職員の勤務時間の状況(令和3年4月1日現在)

1週間の勤務時間	1日の勤務時間	勤務時間		
1 週刊 沙ಖ伤 时间	1日沙ಖ物时间	開始時刻	終了時刻	
38時間45分	7 時間45分	午前8時40分	午後 5 時25分	

(2) 休暇制度の概要(令和3年4月1日現在)

	種類	付与日数	備考		
年次有	T給休暇	1年につき20日			
介護休	▼暇	配偶者、父母、子等が負傷、疾病又は老齢等で日常生活に支障があり、その者を介護するために勤務しないことが相当と認められる期間(6か月まで)			
介護時	f 間	配偶者、父母、子等が負傷、疾病又は老齢等で日常生活に支障があり、その者を介護するために勤務しないことが相当と認められる期間(連続する3年の期間内において1日のうち2時間以内)			
特別養	· · · · · · · · · · · · · ·	民法 (明治29年法律第89号) 第817条の2第 1項に規定する特別養子縁組の成立により養 子となる者を監護するため、勤務しないこと が相当であると認められる期間			
	災害・事故休暇	任命権者が必要と認める期間			
	証人等による出頭休暇	任命権者が必要と認める期間			
	選挙権等の行使に係る休暇	任命権者が必要と認める期間			
	忌引休暇	1~10日	親族関係に限る。		
	結婚休暇	連続する7日			
	生理休暇	3日以内			
	産前、産後休暇	(産前)出産予定日前8週間 (産後)出産後8週間			
	妊婦の通勤緩和	1日のうち1時間以内			
	育児時間	1日で90分以内			
特別	妊婦の健康診査	任命権者が必要と認める期間			
休暇	病気休暇	傷病などで医師の診断書等により勤務が困難 と認められる期間	90日以内		
	つわり休暇	7日以内			
	育Men休暇	10日以内			

家族看護休暇	子の看護休暇、短期介護休暇ともに1人につ き5日(上限10日)			
公務災害休暇	医師の診断書等により任命権者が必要と認め る期間			
夏季休暇	6日以内			
骨髄提供のための休暇	任命権者が必要と認める期間			
父母の祭日のための休暇	1日			
ボランティア休暇	5日以内			
リフレッシュ休暇	2日以内			
学校行事休暇	子1人につき2日			

(3) 一般職員の年次有給休暇の取得状況 (令和2年)

平均取得日数	消化率
9.1日	23. 2%

- ※ 令和2年1月1日から同年12月31日までの全期間を在職した一般職員の状況です。
- 5 職員の休業の状況
 - (1) 育児休業及び部分休業の取得状況 (令和2年度)

(単位:人)

区分		育児休業取得状況		令和2年度中に新たに育児休業が取得可能となった 職員の育児休業取得状況			
_		育児休業取得者数	部分休業取得者数	育児休業対象者数	育児休業取得者数	部分休業取得者数	
男	性	13	4	76	12	4	
女	性	87	58	34	34	19	
合	計	100	62	110	46	23	

- (2) 自己啓発休業の取得状況 (令和2年度) 取得者なし
- (3) 修学部分休業の取得状況(令和2年度) 取得者なし
- 6 職員の分限及び懲戒処分の状況
- (1) 分限処分者数(令和2年度)

(単位:人)

事 由	降任	免職	休職	降給	合計
勤務成績が良くない場合	0	0	0	0	0
心身の故障の場合	0	0	37	0	37
職に必要な適格性を欠く場合	0	0	0	0	0
職制、定数の改廃又は予算の減少 により廃職又は過員を生じた場合	0	0	0	0	0
刑事事件に関し起訴された場合	0	0	0	0	0
条例で定める事由による場合	0	0	0	0	0
合 計	0	0	37	0	37

(2) 懲戒処分者数(令和2年度)

(単位:人)

懲戒事由となる行為	戒告	減給	停職	免職	合計
給与·任用関係(給与不正領得等)	0	0	1	0	1
一般服務関係(職務専念義務違反、 職務命令違反等)	0	1	0	0	1
一般非行関係(傷害等刑法違反等)	0	0	0	0	0
収賄等関係	0	0	0	0	0
道路交通法違反	0	0	0	0	0
管理監督責任	0	0	0	0	0
合 計	0	1	1	0	2

大 津

7 職員の服務の状況

地方公務員法(昭和25年法律第261号)第30条により職員は全体の奉仕者として公共の利益のために 勤務することが義務付けられ、また、職務の遂行に当たっては全力を挙げて専念しなければならないとさ れていることから、職員には次に掲げる職務上の義務が課せられています。

- (1) 命令に従う義務
- (2) 信用失墜行為の禁止
- (3) 秘密を守る義務
- (4) 職務に専念する義務
- (5) 政治的行為の制限
- (6) 争議行為等の禁止
- (7) 営利企業等従事制限

8 職員の退職管理の状況

大津市職員の退職管理に関する条例(平成28年条例第10号)第3条により、職員であった者で管理又は監督の地位にある職(課長級以上)に就いていたものは、離職後2年の間に営利企業等に再就職した場合には、再就職後速やかに、離職時の任命権者に再就職情報(再就職日、再就職先、再就職先における地位等)を届け出ることが義務付けられています。

令和2年度(令和元年度末退職者)の届出状況

	区	分			人	数	
市	長	部	局				2 人
教	育 委	員	会				1人
企	業		局				1人
	合	計					4 人

9 職員の研修の状況

(1) 研修の実施状況 (令和2年度)

「使命・行動・やる気」をキーワードとする人材育成基本方針に基づき、職員に様々な研修を実施しています。

ア 受講人数 延べ3,409人

イ 内容

- (ア) 一般研修・特別研修(昇任時や一定の経験年数に応じた研修)
- (4) 派遣研修(専門の研修機関に派遣し、担当業務の最新情報や喫緊の課題について学ぶもの)
- ウ 費用の総額 8,023千円

なお、特別職や議員は含まれていません。

研修種別 研修名	研修期間	対象職員	受講 人数	研修目的
----------	------	------	-------	------

		新規採用職員研修(前期 I ~Ⅱ)	1日間	令和 2 年度新 規採用職員	47	公務員としてスタートする 当たり、社会人としての基本 態度、公務員としての態度と 構え及び日常業務に必要な基 知識を習得し、職場への円滑 導入を図ることを目的とする			
内部研修	一般研修	新規採用職員研修(後期 ・基礎力向上)	延べ2日間	令和2年度新 規採用職員	54	採用後6か月を経過した時で再度、基本的事項について得に努めるとともに、地方自等について理解を深め、円滑職務遂行のできる職員の育成図ることを目的とする。			
		所属長のためのメンタ ルヘルス研修	3時間	令和2年度新 任所属長	23	所属長として必要な職員の ンタルヘルスの保持増進に し、ラインケアの知識を学び 本市の現状を聴く。			
	特別研修	ハラスメント防止研修	e ラーニン グ	全職員	2, 962	ハラスメントの未然防止や ラスメントが発生した際の初 対応について認識することを 的とする。			
	化全 研国	政策形成、課題解決、経営変革型研修							
	修市町村	災害時における外国 人への支援セミナー	3日間	テーマ関連部	2	行政課題に関する現状、 策、事例等の多角的な考察を			
	国際文	滞納整理の実践と徴 収マネジメント	5 日間	署の職員	2	じて、課題に的確に対応する 力の養成を目指す。			
		係長級職員(I部)研修	2日間	令和2年度の 係長級昇任職 員	23	先進自治体や企業の取組を ぶとともに、管理監督者の役 を体系的に理解し、仕事と部 の管理監督に関する原理原則 習得する。			
					課長補佐級職員研修	2日間	令和2年度の 課長補佐級昇 任職員	19	最新の地方自治の課題につて学ぶとともに、部下を指導育成するため、管理監督者の割である職場研修を積極的に進するための能力向上を図る
		課長級職員研修	2 日間	令和2年度の 課長級昇任職 員	17	管理監督者に必要な職場の 理能力を高め、実践的な指導 力を養うとともに、危機管理 力の養成を図る。			
派遣研修	滋賀県市町村	部・次長級職員研修	1日間	令和2年度の 次長級昇任職 員	8	行政環境の変化と地方自治課題について学び、自治体を り巻く状況を再認識するとと に、管理監督者として必要な 力の向上を目的とする。			
	職員研	実務専門研修							
	具研修センター	私債権等徴収事務担当職員研修	2 日間	公債権徴収事 務に携わる職 員	6	実務経験の浅い担当職員に 務に関する専門的な知識を習 させ、職務遂行能力の向上を 指す。			

10 令和4年2月1日

特別研修				
法制講座 (民法)	2 日間		4	
法制講座(地方自治法)	2 日間	受講を希望す	9	職務遂行に必要な理論や行動
法制講座(地方公務員法)	2日間		5	を取り上げ、実施する。受講対 象となる職位を柔軟に拡大し、
法制執務基礎編	2日間	る職員	3	学び直しや自らの知識を拡大したいと希望する職員の学習意欲
契約事務担当職員研 修	2 日間		9	に応える。
管理職マネジメント (危機管理)研修	1日間		8	

- 10 職員の福祉及び利益の保護の状況
 - (1) 職員の健康管理に関する状況(令和2年度)

名称	受診者数 (人)	名称	受診者数(人)
一般定期健康診		感染症予防健康診断	76
成 人 健	1,723	VDT作業従事者健康診断	459
雇入時健康診	新 80	胃 検 診	738
特 殊 健 康 診	近べ157	大 腸 検 診	1,070
深夜業健康診	折 275	子宮頸がん検診	222
		乳がん検診	294

(2) 公務災害及び通勤災害の認定件数(令和2年度)

(単位:件)

公務災害	22
通勤災害	8

(3) 職員互助会の状況

職員の厚生制度として、地方公務員法第42条に基づき大津市職員互助会(以下「互助会」という。)を設置しています。

互助会では会員の健康や福祉の増進を図るための事業を実施しており、会員が負担する会費、公費から支出する負担金その他の収入で運営しています。

また、最近の社会情勢の中、時代に即した事業を実施するため、相互負担事業を見直すとともに、事業を外部に委託するなど、より効率的な運営に努めています。

ア 会員数 2,859人 (令和3年3月31日現在)

- イ 会 費 給料総額×4.2/1,000 (令和元年度決算 47,544千円)
- ウ 市負担金 相互負担事業の1/2 (令和元年度決算 9,388千円)
- エ 主な事業 (令和2年度)
 - (7) 給付事業(退会給付金、永年勤続記念品、弔慰金など)
 - (イ) 文化事業(文化クラブ活動助成)
 - (ウ) 体育事業(体育クラブ活動助成)
 - (エ) 厚生事業 (委託業者による福利厚生サービスの提供、参加型イベント事業、40歳、45歳、50歳、55歳 リフレッシュ助成など)
 - (オ) 貸付事業(普通貸付、特別貸付)
- 11 公平委員会の業務の状況
 - (1) 勤務条件に関する措置の要求の状況 申立て 0件、終結 0件、審理中 0件

(2)	不利益処分に関する審査請求の状況	申立て	0件、終結	0件、審理中	0件